

第 8 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第8回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子

会議日時 令和6年5月28日 午後2時00分開会

会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

- | | | |
|------|-------|------------------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 書記及び議事録署名委員の指名 |
| 日程第3 | 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届出について |
| 日程第4 | 報告第2号 | 農地法第5条の申請取下げについて |
| 日程第5 | 議案第1号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第2号 | 農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和5年度最適化活動の点検・評価について |

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 10名）

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 議長 | 熊谷 玲子君 | 1番 | 佐藤 信 君 |
| 2番 | 菊地 久寿君 | 3番 | 金野たか子君 |
| 4番 | 及川 和子君 | 5番 | 細谷 知成君 |
| 6番 | 鈴木 力男君 | 7番 | 及川 建則君 |
| 8番 | 近江カズ子君 | 9番 | 中村 亨 君 |

（農地利用最適化推進委員 10名）

- | | | | | |
|---------|-------|--------|------|--------|
| [大船渡地区] | 大船渡地域 | 佐藤 幾子君 | 末崎地域 | 鈴木のり子君 |
| | 末崎地域 | 尾形キヨシ君 | 赤崎地域 | 浅野 幸喜君 |
| | 猪川地域 | 鈴木 学 君 | 立根地域 | 金 典夫君 |
| | 日頃市地域 | 中嶋 敬治君 | | |
| [三陸町地区] | 綾里地域 | 根内 孝 君 | 綾里地域 | 古内 文人君 |
| | 越喜来地域 | 及川 孝子君 | | |

遅刻者（0名）

欠席者（0名）

早退者（0名）

事務局出席者

- | | | | |
|----|--------|------|--------|
| 局長 | 高橋 大介君 | 局長補佐 | 佐々木浩久君 |
| 係長 | 志田 和則君 | | |

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第8回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今年も昨年同様、猛暑が予想されております。それから、熊も出没しており注意が必要です。来月末から農地パトロールが始まります。天気予報を確認しながら活動してほしいと思います。タブレットを併用できる方はお願いしたいと思います。

簡単ではありますが、よろしく願いいたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日の出席の農業委員は10名、推進委員は10名全員であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、高橋事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(高橋大介君) それでは皆様にお渡ししております、行事等経過報告及び行事等開催予定、こちらの資料について説明していききたいと思います。

初めに、先月開催の第7回総会以降の経過報告です。4月26日、盛町の三陸の味高帆で大船渡市農業委員会親交会「懇親会」を開催しました。5月7日、大船渡地方農業振興協議会通常総会に熊谷会長が出席しました。5月20日、広報おおふなどの発行で農地に関する手続きを掲載、周知しました。5月23日、日頃市町板用、川内、長安寺からなる板川長集落で開催しました、令和6年度地域農業を考える座談会に地元の農業委員が出席しました。この座談会は、令和7年3月31日までに策定する地域計画に係る目標地図の作成を目的に開催するものです。5月24日、大船渡市農業協同組合第58回通常総代会に中村会長職務代理者が出席しました。5月27日、日頃市町小通集落で開催しました、令和6年度地域農業を考える座談会に地元の農業委員、推進委員が出席しました。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。明日、令和6年度全国農業委員会会長大会に中村会長職務代理者が出席する予定です。6月4日、日頃市町の宿集落、5日、平山集落、7日、鷹生集落で開催する令和6年度地域農業を考える座談会に地元の農業委員、推進委員が出席する予定です。6月19日、令和6年新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会にオンライン参加する予定です。6月20日、広報おおふなどの発行で農地パトロールを掲載、周知する予定です。次回の第9回総会は6月28日に開催する予定としておりますのでよろしくお願いいたします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上になります。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。

それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、5番、細谷知成農業委員、6番、鈴木力男農業委員を指名します。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目は宅地、現況地目は宅地及び畑、面積は210.07㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は4月15日となっております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第4、報告第2号、農地法第5条の申請取下げについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書3ページになります。報告第2号、農地法第5条の申請取下げ願出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目は畑、現況地目は山林、面積は計5,054㎡。権利種別は売買。

取下げの願出につきましては、太陽光発電のために使用するという事で、先月の総会において決定とご判断いただいたものでございますが、こちらの土地につきましては、3,000㎡を超える案件になりましたので、岩手県に意見を求める手続きをしたところ、Aの4,972㎡、この筆の一部分しか太陽光パネルを設置するために使用しないとの計画になっており、残る部分について目的がなく、農地以外の目的に転用することは、県として認められないとの判断がありました。そのため、このAにつきましては、近く分筆することにして、この土地の一部分のみを使用する計画に変更して、再度、今月5条申請を行うため、先月の申請を取り下げることになったものでございます。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第2号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第5、議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書4ページになります。議案第1号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1と番号2は、ほぼ同じ位置にありまして、譲渡人は異なりますが、譲受人は同一という案件になっております。その関係で番号1、番号2の地図は同じ1ページにまとめております。あわせてご覧ください。番号1、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は計286.14㎡。

転用の目的は一般個人住宅の建設地として利用するというので、転用理由に現在両親と同居しているが、家族が増え手狭になったため、当該地を取得して自宅を新築したいというご希望であります。

番号2は、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は計111㎡。

転用の目的は1番と同様で、1番の土地と一体として一般個人住宅を建設するというものであります。

次に、5ページをお開きください。番号3、地図は2ページになります。登記簿地目は原野、現況地目は畑、面積は3,319㎡。権利種別は売買。

転用の目的は、太陽光パネルの設置ということで、この案件につきましては、先月、この土地の北側の部分について申請がありまして、この場で許可相当と判断いただいたところでもありますけれども、このAにつきましても、太陽光パネルを設置するというので、登記簿地目が原野となっていたため見落とししていたのですが、農地台帳に農地として掲載されていた現況農地であったものと判断をされておいたため、再度この部分のみを追加で申請してきたものであります。

続いて、番号4、地図は3ページになります。登記簿地目は畑、現況地目は山林、面積は計608㎡。権利種別は売買。

こちらにつきましては、先の報告第2号でありましたAの一部と計画を変更したため、再度申請を受付けたものでございます。

続いて、番号5、地図は4ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は293㎡、権利種別は使用貸借。

転用の目的は一般個人住宅建設で転用理由のところにございますが、借受人は県外から実家に戻り現在同居中ということで、父親の事務所を手伝いながら事務所近くに自宅を建設したいとのことでございます。

次に、番号6、地図は5ページになります。登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は2,519㎡のうち700㎡。権利種別は使用貸借。

転用の目的ですけれども、遺跡の発掘調査のためとしております。転用理由にございませぬけれども、発掘調査及び資材・排土置場として利用するためとのことで、許可の日から10カ月間の一時転用となっております。

こちらの土地につきましては、かなり大きな面積の畑になっているんですが、そこに至るための道路を確保する必要があるということで、その道路部分を設置するのに申請したところ、大船渡市から先に発掘調査が必要とされたため、今回大船渡市に一時転用させて発掘調査を行うものであります。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況についての説明をお願いします。議案第1号1番及び2番について、大船渡地区赤崎地域、浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。番号1番と2番について調査結果を報告します。

調査は5月24日に現地を確認し、譲受人と譲渡人の代理人に電話で、また譲渡人は訪問してお話を伺っております。

番号1番と2番の申請地、どちらも草刈り管理された休耕畑となっております。

次に、申請に至った経緯になりますが、譲受人は、現在ご両親と一緒に住んでいますが、この度居宅を新築するに当たり、ご主人の勤務先にも近い当該地を購入することにしたとのことでした。ちなみに敷地内には2階建ての居宅のほか、ご夫婦2台分の駐車場などを確保したいとのことでした。

周辺への影響ですが、申請地の1番、譲渡人の所有地は市道と同じレベルですが、2番の譲渡人の所有地は1mほど低くなっていますので、盛土をすることになっていますが、資金の関係もあって南側は当面擁壁工事を行わず、土砂の流出対策を施し法面にすることでした。なお周辺には耕作している農地もなく、また生活排水は下水道を利用することですので、転用に伴う周辺農地への影響は特にないものと思われまふ。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番及び2番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませぬでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番及び2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号1番及び2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第1号3番及び4番について、大船渡地区猪川地域、鈴木学推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区猪川地域推進委員(鈴木学君) 推進委員の鈴木です。議案第1号3番及び4番について報告いたします。

5月24日に現地を確認してきました。先ほどのとおり、4月の案件への追加ということになります。

後継者がいないので規模の縮小と資産管理のため、譲渡するとのことようです。

現地は山林及び草地に囲まれた緩やかな傾斜地で、周辺への影響は特にないものと判断されます。

続いて、議案第1号4番について、こちらも5月24日に現地を確認してきました。前回4月の総会の案件でしたが、先ほどの報告にあったとおり概要はそのとおりでございます。

現地は砂利等が敷かれて平らに整地されておりましたが、周りは道路及び山林等に囲まれたところで、周辺に耕作地もなく、特に問題はないものと判断されます。以上です。よろしく申し上げます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号3番及び4番について一括で質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号3番及び4番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号3番及び4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第1号5番について、大船渡地区日頃市地域、中嶋敬治推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区日頃市地域推進委員(中嶋敬治君) 推進委員の中嶋です。議案第1号5番について調査の結果を報告いたします。

前回2月の審議におきましても、お話をさせていただきました。その後、樹木を伐採して整地をし、住宅建築の準備を進めているようです。

5月26日に、ご自宅を訪問し既に同居されている、ご息子の方から直接お話を伺いました。設計等の準備も着々と進めているとのこと、許可になり次第、施工に向けて進めたいという話でした。

周囲は、両隣とも既に住宅地となっておりまして、その他の影響もないと判断しております。許可が適当と判断しますので、よろしく申し上げます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号5番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に議案第1号6番について、三陸町地区綾里地域、根内孝推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(根内孝君) 推進委員の根内です。6番について調査結果を報告します。

将来的に道路を作りたいとのことで、その前の発掘調査です。

24日に教育総務課の職員に立ち会ってもらって現地を確認してまいりました。発掘場所は道路の隣接する形で150㎡ということですから、およそ20%くらい、面積の2割くらいを掘って、あとこちらの脇のほうに採掘した土を置くとの申請になっています。行ってみたところ、現在は草地になっておりまして、掘る前に草刈りをしながらやると言っておりましたが、いずれ置場を広く確保しておいて、特に問題ないのではないかと思っ見てまいりました。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号6番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号6番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号6番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第6、議案第2号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書6ページをお開きください。議案第2号、農地法の運用について第4(2)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本委員会で判断するため審議し決定するものです。

7ページにお進みください。非農地のリストであります。番号1、地図は6ページをお開きください。台帳地目は畑、現況地目は雑種地。農振農用区域外にありまして、登記簿面積は693㎡。耕作状況はその他ということで、長く放置している状況になっております。

こちらの土地につきましては、昨年の1月にですね、遊休農地の活用方法についてアンケート調査を郵送して、回答を待っていたところですが、所有者は、県外にお住まいとのことで、管理もできないし、農地として使う見込みもないとお話しでありました。自分としては他の人が買って宅地にしたいという場合は売ることがあるかもしれないが、定年退職後は地元に戻って家を建てて過ごすことも考えている、そのために使うかもしれないということだったんですが、この後農地として利用する意向はないとのことでありました。

耕作状況は、その他となっておりますが、土地の約半分が山林の現状となっております、かなり険しい崖地みたいなところに木が生えているような状況、それから残り半分も放棄されてしばらく経つような状況でありましたので、とりあえず現在どのように使うかは決まっていないが、農地として使う見込みがないということで、非農地の判断をお願いする流れになったものでございます。以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、当該地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について、三陸町地区綾里地域、根内孝推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(根内孝君) 推進委員の根内です。23日に、所有者本人と電話でお話ししました。

本人は今説明があったとおり、県外に住んでいまして、こっちへすぐには来られないから電話での聞き取りとなります。

私は現地に行って確認してまいりました。ちょっと場所的に説明しづらいんで、この図面の上のほうと言いますか、この上の道路沿いに防波堤がずっと通っています。それで上のほうの何も書いていない部分が海という状況になっています。図面に書いてある家は結構大きな高台にある家で、この家が目印になります。そして本人から話を聞いて行って見てきたんですが、今言ったとおり申請図面の約3分の1くらい、これから見ると左側です。左側のほうは比較的平坦で3分の1くらいになっていますが、あとの右側の3分の2はほとんど山林と表現するような状況で、太い木が伸びてると、もう山としか言えないような感じになっています。

所有者の話では、両親が畑として耕していた記憶がまったくない状況で、昔からほとんど耕したことはないとのこと。ただ、登記簿上は畑になっています。見たところ、確かにちょっと畑とは言えないと思って見てまいりました。ひとつよろしくをお願いします。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、農地に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番の農地に該当するか否かの判断については本委員会において農地に該当しないこととすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第7、議案第3号、農業委員による最適化活動の推進等に係る令和5年度の最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書8ページになります。議案第3号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和5年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の達成状況について点検・評価するものであり、本委員会の会議に付し、意見を求めるというものでございます。あわせてご覧いただきたいのが、皆様に事前にお送りしていたA3横の資料になります。こちらの資料、先月の総会の際にご提出していただきました点検・評価の内容になっております。

日数などについては、申告いただいたとおりになっております。ある方は11月から、ある方は1年間通じての日数が記載されております。

それから大きな下の(2)成果目標の達成状況、こちらにつきましては、それぞれの地域によって農地面積が異なっておりますけれども、大体23haから38haの間で、それぞれの班ごとに分担していただいているようなところになっております。新規集積の面積をとりあえず年度初めに、お一人様0.1ha、10a程度を目標にしましょうと話をしておりましたが、昨年度、農地を借りたい人はいらっしゃいましたが、それで貸す、借りる、約束事が成立する段階までは進みませんでしたので、実績のところには数字が上がる方はおられません。それはやむを得ないことだと考えております。

その隣、②の自己の点検・評価の欄ですけれども、活動実績の欄に今まで農業委員会の活動としてどのようなことを行ったのか、それから成果実績についてどのような評価をするのかについてお書きいただいているところになります。我々のほうとしては、年度初めにも、それから11月の新任の委員さんへの説明会でも申し上げましたけれども、国のほうで月に10日の活動日数を目標とするようにと指針がございましたので、それに従って、とりあえず数字を書くことにはなるんですが、最低限月に1日以上活動をしていただければ、これは多いにこしたことはないんですが、まずは最低1日ずつと申し上げておりましたので、皆様、それについては達成していただいたところかなと思っております。成果実績についても、厳しく評価されている方もいらっしゃいましたが、我々としては、限られた時間と労力の中で精一杯活動していただいたと考えております。

これに関しまして皆様のほうで、それぞれ他の方々の評価とか活動実績などについて、相互に評価し合うことが決められておりますので、この場をもちましてお互いの評価について検討いただければと考えたところでございます。以上です。

○議長(熊谷玲子君) ここで点検・評価について活動実績、成果実績に2名の方に意見を求めます。3番、金野たか子農業委員、9番、中村亨農業委員、この2名の方にお話ししたいと思います。最初に、9番、中村亨農業委員からよろしくお願いいたします。

○9番(中村亨君) 9番、中村亨です。ここの表に書いたとおりではあるんですが、自分は牛を飼っているんで、草刈りをしないかということで農地を貸すっていう人があったんですが、実際借りて刈っているんですが、契約書を交わして、10年間農業委員会を通して貸し借りをやってという縛りを嫌がって、いつでも自分が使いたい時に返してくれればという、そういう感じだったので、実際こういうことで借りてますとか、仮契約をしましたとか報告できないような状況です。何町歩かは、そうやって借りて草刈りしているところがあります。

あと、直接これにどうこういうわけではないんですが、今年、太陽光パネルの案件が集中した時がありました。それでいろいろ考えてみたんですが、農業委員会から農地の管理、作付できれば一番いいんだが、保全管理とか、そういうことをやってくれと言われて、いろいろ考えて自分たちはそれすらもできなくなってきたということで、そういうのが理由で貸すとか何とかじゃなくて、売ってしまうということで農業離れが更に進んで、農地離れな感じになってしまって、売ってしまえばあと、いつか農地に戻すということはできないと思うんです。管理をやってくださいと一生懸命言うと、言わなかったら放っておいて、農地のままで残ってるのかなと矛盾みたいなことを考えるんです。

あと、もし農業委員会では何も予算があるわけでもないし、何もできないと思うんですが、市とか農協とかで、もしそういう条件の良い土地があったら、それを抑えておくような方策が何かないのかなと思ったりしています。

全然結論出ではないんですけども、そんなことを考えながら余計なことを言って農地を手離してまったとかって思われるのも辛いところがあるし、何もしないというのも、どこか辛いところもあるし、そんなことを考えながらやっていました。まともにつかないんですけども、以上です。

○議長(熊谷玲子君) ありがとうございます。次に、3番、金野たか子農業委員よろしくお願いいたします。

○3番(金野たか子君) 3番、金野です。椿のことなんですが、大船渡の資源でもある椿が先輩の委員さんたちが椿の植樹、実拾い、小学校への出前授業と活動してつないできたこともあり、一部の女性委員で今年の2月中旬、椿の実拾いをし、5kgの実を椿油にいたしました。

使い方としては、80歳以上のお母さんたちは何でも知っていると思います。食用の椿油として使われているのが、けんちん汁です。それから化粧品用椿油としては、スキンケアとして全身に使えるハンドクリームのようなものです。お風呂上りに全身にマッサージするように塗り込んで使います。ヘアケアとしてはヘアトリートメントとして使えます。など

など、高級な椿油は値段もとても高いです。

今年、秋から椿の実拾いを女性委員の活動としてつなげていきたいと思います。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それに加えて、鈴木のみり子推進委員からよろしくをお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(鈴木のみり子君) 椿の実が出てきたのはここにあるもので、これは一部ですけれども、5kgからできたのは大きいほう3本と、あとどのくらいできるかわからないので、これは40本ぐらいできました。それでですね、私は10年くらい、椿の実拾いから搾油というか、油を作っているんですが、今、A製油さんに、うちの婆ちゃんの代からずっとやって、うちでは切らせないように油を搾ってきたんです、実家の話ですけれども。それで私も続けてある程度歳がいったら、昔懐かしいのもあるし、やってみたくて始めています。それで椿も大体きちんとした何kgできるというのは、中々お話教えてくださいというのができなかつたんですが、油屋さんに聞いたところ、7kgの実を集めまして大体1.80できるっていうんですが、その実も、ある程度拾ってから更に選別して、きれいに洗って、2カ月くらいは干してほしいということで、それで持って行ったんですけれども、それでできたのが連休の、2月に持って行って干したので、4月の末ですか、出来上がってきたのが。そして私が思うのは、いい実を持ってきて下さいねって何回も言われているんですけれども、時期的には、今、花が咲いて、春まで花が咲きますけれども、9月、10月辺りに実がついて落ち始まるんですって、その年によっても違いますが寒くなる辺りに。その年のうちに寒さがうんと来ないうちに、雪が降る前にとって言ったらいいかな、その辺りまでに拾えば良い実が拾えます。あと落ちてしまうと、そこから腐れてきたり虫が入ったりするので、時期的には年内に拾ったほうがいいかなって、私は何年かやってます。以上で、よろしいでしょうか。

○議長(熊谷玲子君) ありがとうございます。それでですね、この小さい瓶のほうなんですけれども、市販で650円ですか、これが45本できたんですね。それで委員さん1人に1本ずつ提供したいと思いますので、いろいろ活用してほしいと思います。

その他に、何か意見述べたい方ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 質問いいですか。

○議長(熊谷玲子君) はい、どうぞ。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) すみません、中村委員。皆さんの活動を見ると一番活動日数が多いようですが、班会議とか、あるいは農地パトロールとか、そういったものを除いた中で、何か特徴的な活動をやられているのがあるんでしょうか。

○9番(中村亨君) 前にも教わったので、田んぼの水を見に歩いて見守りだということ

で教えてもらったので、それに出た日をチェックして書いていたので、それで数が多くなっている、ただそれだけです。

○議長(熊谷玲子君) よろしいでしょうか。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) はい。

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号について、本委員会においてご意見を反映し決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号については本委員会においてご意見を反映し決定することといたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上をもちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第8回総会を閉会いたします。

午後2時53分閉会